

第3章 当院の目指す姿と役割・機能

1 当院の目指す姿

当院は、経営改善に取り組み安定した経営基盤の下で、高齢化の進展に伴う2025年（令和7年）に向けた地域包括ケアシステムの構築のため、ケアミックス病院として、近隣の医療機関等からの患者を当院の「急性期機能」、「回復期機能（地域包括ケア）」及び「慢性期機能」の病棟で受け入れることにより、急性期患者からポストアキュート・サブアキュートの患者さん及び終末期の患者さんに至るまで、幅広い患者に対応できる病院を目指してまいります。

また、医療資源が脆弱な地域的特性を踏まえ、公立病院として、地域の開業医と連携を強化していくとともに、地域において真に必要とされる医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難とされる5事業のうち「救急医療」「災害医療」「小児医療」を中心とした医療を提供し、地域医療の確保に貢献していきます。

加えて、地域の保健予防推進の観点から、健康診断センター事業の充実を図り、地域の方々の病気の予防や早期発見・早期治療に貢献していきます。

2 役割・機能

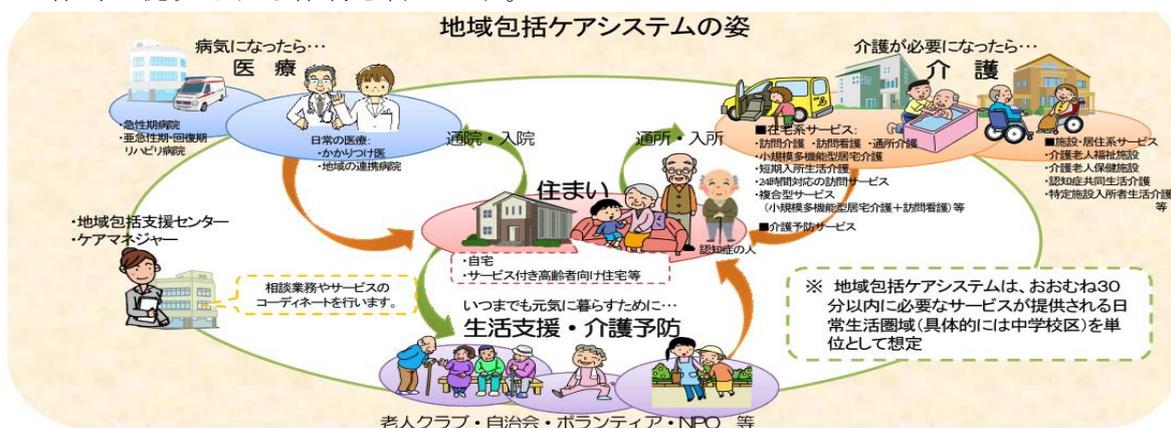
(1) 地域医療構想等を踏まえた当院の果たすべき役割・機能

当院は、富士医療圏での役割に加え、静岡市清水区の救急を含めた医療も担っており、現在の機能別稼働病床数は、「急性期」2病棟94床、「回復期（地域包括ケア）」2病棟70床、「慢性期」2病棟92床、合計6病棟256床です（令和5年10月時点）。

当院の地域医療構想等を踏まえた役割は、高度急性期の病床を持たないものの、ケアミックス病院として、「急性期」「回復期」「慢性期」の3つの病床機能をバランス良く担っていくことを地域における役割と捉え、それぞれの段階において安全で質の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関や介護事業者等との連携を図り、地域医療の一翼を担ってまいります。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能

「地域包括ケアシステム」とは、高齢になってもできるだけ住み慣れた自分の家や地域で、暮らし続けることができるようにするために、医療や介護、生活支援等が一体的に提供される体制を言います。



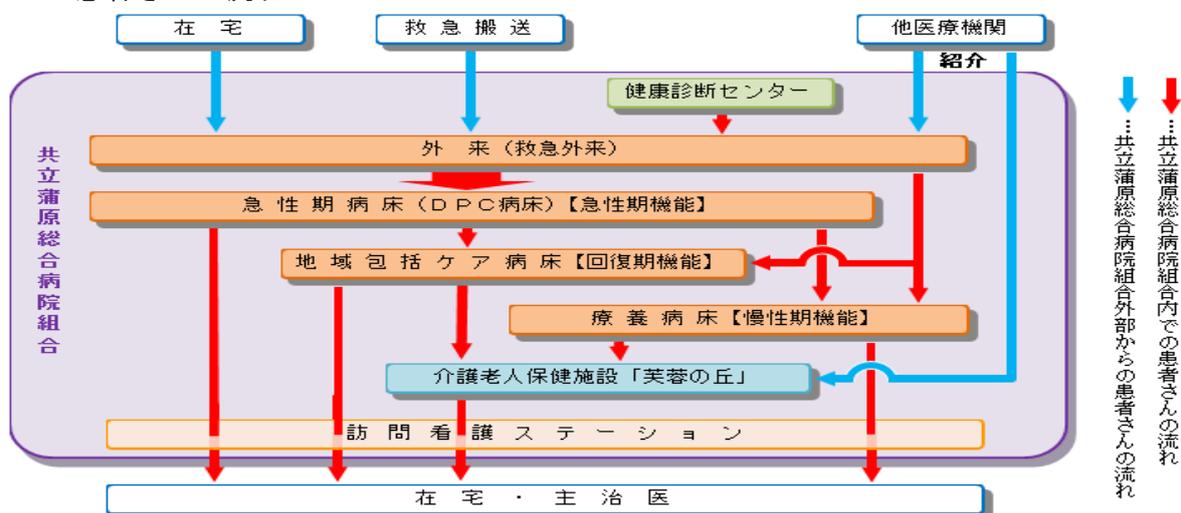
【厚生労働省ホームページから引用】

当院は、「急性期」「回復期」「慢性期」の複数の病床機能をもつケアミックス病院で、健康診断センター及び訪問看護ステーションもあわせて運営しています。また、当院と同じ一部事務組合が運営している介護老人保健施設「芙蓉の丘」が隣接しています。

ケアミックス病院の特性を生かすため、高度急性期や急性期機能を持つ近隣病院から積極的に患者さんを受け入れ、当院の急性期病棟、回復期（地域包括ケア）病棟を経由し、在宅（訪問看護）へと切れ目のない医療を提供し、地域包括ケアシステムの構築に向けた役割を果たしてまいります。特に「地域包括ケアシステム」構築の核となる地域包括ケア病棟については、在宅患者の緊急時入院対応に向けた事前登録制度を充実していきます。

また、退院された患者さんへは当院の訪問看護ステーションが訪問看護や訪問リハビリを実施できる体制を維持していきます。さらに、地域住民の健康増進、疾病の早期発見と早期治療、疾病の再発防止のための健康診断業務を実施する体制も維持していきます。

患者さんの流れ



3 機能分化・連携強化

当院は、医療資源が十分ではない富士医療圏及び静岡市清水区の住民に対し、急性期から慢性期に至るまでの医療に対応しています。こうした特性を最大限に発揮させるため、当院を受診した患者さんのほか、高度急性期機能・急性期機能を有する富士市立中央病院や富士宮市立病院、近隣の医療機関等から「回復期」や「慢性期」の患者さんを積極的に受け入れ、後方支援病院としての機能を強化してまいります。

一方で、当院では対応できない高度急性期等の患者さんについては、富士市立中央病院や富士宮市立病院のほか、静岡医療圏の医療機関とも連携して対応してまいります。

4 医療機能や医療の質、連携強化等に係る数値目標

「2 役割・機能」及び「3 機能分化・連携強化」で述べた当院の役割や機能を果たすため、以下のとおり目標値を設定します。

(1) 医療機能に係るもの

	R 4 (実績値)	R 9 (目標値)
応需率	77.2%	89.0%
手術件数	459件	500件
リハビリ単位数	82,761件	85,000件

(2) 医療の質に係るもの

	R 4 (実績値)	R 9 (目標値)
患者満足度 全体評価「満足」「やや満足」の割合	令和元年度実施 外来 98.7% 入院 98.5%	外来 99.0%以上 入院 99.0%以上
在宅復帰率（急性期）	91.9%	80.0%以上※

※ 当院の急性期病床で算定している「急性期一般入院料1」の施設基準の数値とする。

(3) 連携の強化等に係るもの

	R 4 (実績値)	R 9 (目標値)
紹介率	30.1%	35.0%
逆紹介率	31.3%	35.0%
転院患者（療養・リハビリ） 受入れ件数	148件	180件
レスパイト入院受入れ件数	85件	120件

(4) その他

	R 4 (実績値)	R 9 (目標値)
看護実習受入学校数	3校	3校
医療相談件数（診療科別）	2,277件	3,000件
市民公開講座	0回	2回
健康フェスタ開催回数	0回	1回

5 一般会計負担金の考え方

地方公営企業法において、地方公営企業は独立採算の原則に基づき、常に企業の経済性を発揮して効率的な運営を行うこととされています。その上で、事業の性質上経営に伴う収入を充当することが適当でない行政的な経費、あるいは経営収入のみをもって充てることが困難な不採算経費等については、一般会計（当院では構成市）から繰り入れることができると規定されています。

繰入の項目については、地方公営企業法施行令や総務省通知（以下「繰出基準」という。）により明示されていますが、金額の算出方法等については地域の医療環境、地方公共団体の財政状況及び病院の経営実態に応じて判断するものとされています。

したがって、本計画における当院の一般会計からの繰入金基準は下記のとおりとします。

(1) 繰出基準内のもの

項目	基準	予算項目
病院の建設改良に要する経費	企業債償還利息の2分の1（ただし、平成14年度までに着手した償還利息にあつては3分の2）の額	収益的収入 医業外収益 附帯事業収益
リハビリテーション医療に要する経費	リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	収益的収入 医業外収益
小児医療に要する経費	小児医療（小児救急医療を除く。）に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	収益的収入 医業外収益
救急医療の確保に要する経費	救急告示病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額	収益的収入 医業収益
高度医療に要する経費	高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	収益的収入 医業外収益
院内保育所の運営に要する経費	院内保育所の運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	収益的収入 医業外収益
保健衛生行政事務に要する経費	集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	収益的収入 医業収益
医師及び看護師等の研究研修に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1の額	収益的収入 医業収益
病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	病院事業会計に係る共済追加費用の負担額	収益的収入 医業収益
医師確保対策に要する経費	病院において医師の派遣を受けることに要する経費	収益的収入 医業収益
基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	収益的収入 医業収益
児童手当に要する経費	児童手当の給付に要する経費	収益的収入 医業収益

(2) 繰出基準外のもの

項目	基準	予算項目
議会費	共立蒲原総合病院組合議会議員及び監査委員の日額報酬に要する経費	収益的収入 医業外収益

(3) 経営安定化のための繰出金

ケアミックス病院としての役割を果たすため、常勤医師の確保等、様々な課題をクリアしなければなりません。病院経営環境は非常に厳しい状況です。このような状況を踏まえ病院の安定的な運営を図るため、繰出基準に基づく繰出金のほか、現状、経営安定化のために一般会計から補助金を受けています。今後は、病院の経営改善に取り組むことで、補助金に頼らない経営を目指していきます。

なお、一般会計からの繰出は、本計画の収支計画に基づく金額を原則としますが、経営改善の取組により、繰出金の額が適正かつ必要最低限となるよう努めていきます。